

瀬戸市告示第 6 7 号



瀬戸市議会 6 月定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 2 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 日 時 令和 7 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 4 6 号議案	瀬戸市市税条例等の一部改正について……………	1
第 4 7 号議案	高規格救急自動車（救急瀬戸 2 号車）及び高 度救命処置用資器材の買入れについて……………	1 1
第 4 8 号議案	瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園 施設の設置に関する基準を定める条例の一部 改正について……………	1 2
第 4 9 号議案	市道路線の認定について……………	1 4
第 5 0 号議案	瀬戸市水道法施行条例の一部改正について……………	1 7
第 5 1 号議案	令和 7 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 2 号）…	別冊
第 5 2 号議案	令和 7 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 2 号）……………	別冊
同 意 第 2 号	瀬戸市公平委員会委員の選任について……………	別途
同 意 第 3 号	瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任に について……………	別途
同 意 第 4 号	瀬戸市監査委員の選任について……………	別途
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について……………	別途
報 告 第 6 号	専決処分の報告について……………	別紙
報 告 第 7 号	令和 6 年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越 しについて……………	別紙
報 告 第 8 号	令和 6 年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の 繰越しについて……………	別紙
報 告 第 9 号	令和 6 年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越 しについて……………	別紙

7 年市長提出第 4 6 号議案

瀬戸市市税条例等の一部改正について

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 瀬戸市市税条例（昭和 4 0 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公示送達） 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達 は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を瀬戸市公告式条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対	（公示送達） 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達 は、瀬戸市公告式条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示して行</u>うものとする。 （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）</u> 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送

象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除)	車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除)
第３４条の２ 所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告)	第３４条の２ 所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告)
第３６条の２ 第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保	第３６条の２ 第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保

険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2から10まで <省略> （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において	険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2から10まで <省略> （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において
---	---

「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) <省略> 2から6まで <省略> (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初	「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 扶養親族の氏名 (4) <省略> 2から6まで <省略> (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告
---	---

に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、 施行規則で定めるところにより、次に掲げる事 項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) <省略> 2から5まで <省略> 附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 <省略> <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特 例)</u> 第16条の2の2 <u>令和8年4月1日以後に第9</u> <u>2条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡</u> <u>し若しくは消費等（次項において「売渡し等」</u> <u>という。）が行われた加熱式たばこ（第92条</u> <u>第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93</u> <u>条の2の規定により製造たばことみなされるも</u> <u>のを含む。以下この条において同じ。）に係る</u> <u>第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第</u> <u>3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号</u> <u>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法に</u> <u>より換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに</u> <u>掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項</u> <u>において同じ。）の本数によるものとする。</u> (1) <u>葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規</u> <u>定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は</u> <u>一部としたものを紙その他これに類する材料</u> <u>のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこ</u> <u>を原料の全部又は一部としたものを施行規則</u> <u>附則第8条の4の2に規定するところにより</u> <u>直接加熱することによって喫煙の用に供され</u> <u>るものに限る。）</u> <u>当該加熱式たばこの重量</u>	書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長 に提出しなければならない。 (1)及び(2) <省略> (3) 扶養親族の氏名 (4) <省略> 2から5まで <省略> 附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 <省略>
---	--

	(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せ
--	---

て喫煙の用に供されるもの	
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第9	
3条の2の規定により製造たばことみなされ	
るものを除く。）と併せて喫煙の用に供され	
る加熱式たばこ（同条の規定により製造たば	
ことみなされるものに限る。）であって当該	
加熱式たばこのみの品目のもの	

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（令和6年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)から(8)まで <省略> (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)から(8)まで <省略> (9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(愛知県知事の所管に属する公益信託（市内に事務所又は事業所を有する法人が管理するものに限る。）の信託財産とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関連するものに限る。</u>) (10) <省略> 2 <省略>	(愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託（市内に事務所又は事業所を有する法人が管理するものに限る。）の信託財産とするために支出した<u>ものに限る。</u>) (10) <省略> 2 <省略>
--	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中瀬戸市市税条例第 3 4 条の 2、第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書、第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中瀬戸市市税条例附則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 1 条中瀬戸市市税条例第 1 8 条及び第 1 8 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、

令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の瀬戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、瀬戸市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 瀬戸市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（理 由）

この案を提出するのは、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、瀬戸市市税条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 4 7 号議案

高規格救急自動車（救急瀬戸 2 号車）及び高度救命処置用資器材の
買入れについて

本市は、次の内容により高規格救急自動車（救急瀬戸 2 号車）及び高度
救命処置用資器材を買い入れるものとする。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 買入物件 | 高規格救急自動車（救急瀬戸 2 号車）及び高度救命処置
用資器材 |
| 2 | 形状及び
資器材 | 高規格救急自動車（四輪駆動）
高度救命処置用資器材及び感染症対応資器材 |
| 3 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 買入価額 | 3 7 , 9 9 4 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買 入 先 | 千葉県柏市若柴 1 9 7 番地 1 7 若柴倉庫付事務所 1 0 2
株式会社ベルリング千葉営業所
所長 細川正憲 |

（理 由）

この案を提出するのは、高規格救急自動車（救急瀬戸 2 号車）及び高度
救命処置用資器材の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 3 条の規
定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7 年市長提出第 4 8 号議案

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 4 年瀬戸市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者	(園路及び広場) 第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者

誘導用ブロック」という。) その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) <省略>	誘導用ブロック」という。) その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) <省略>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）の一部改正に伴い、瀬戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7 年市長提出第 4 9 号議案

市道路線の認定について

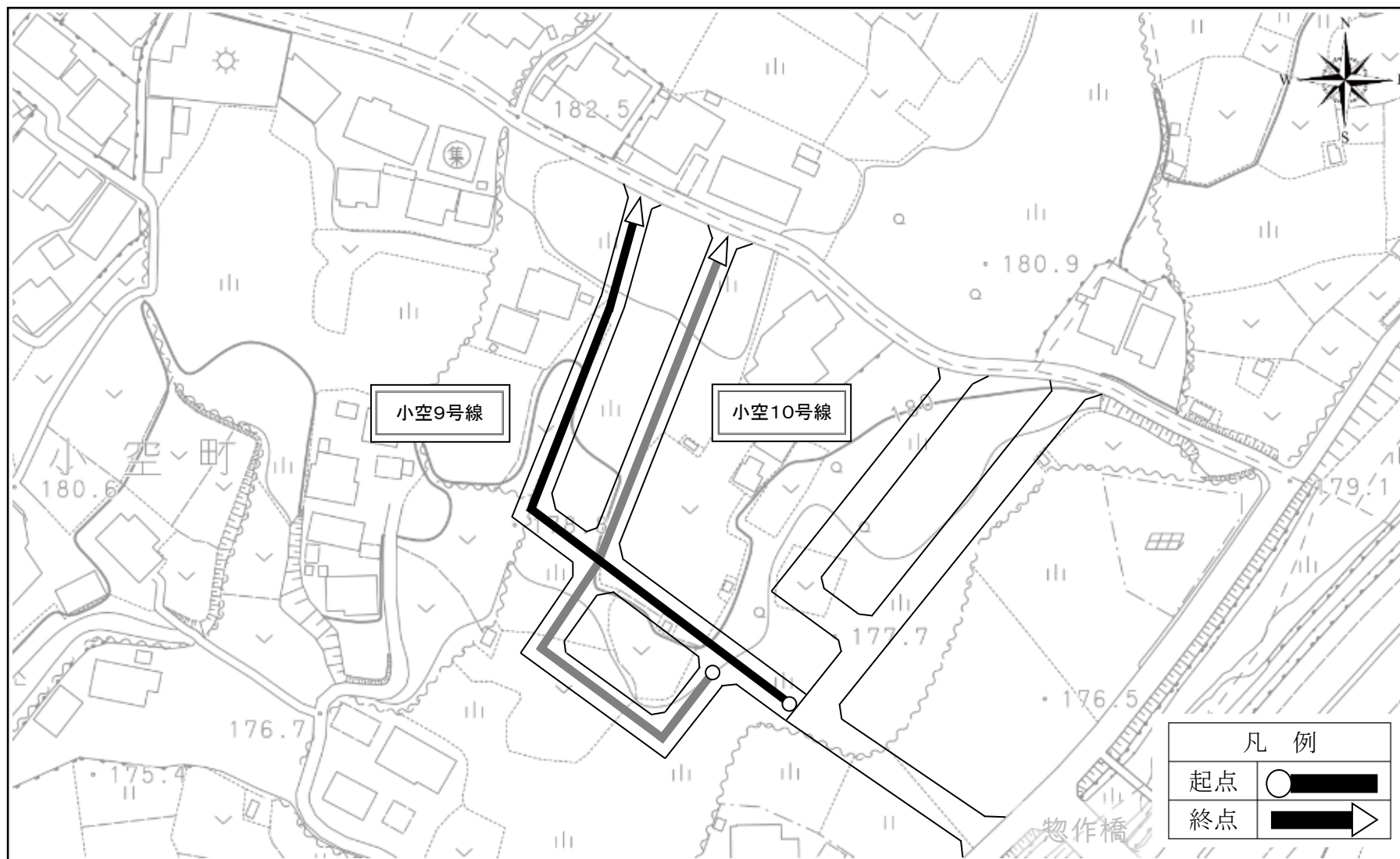
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

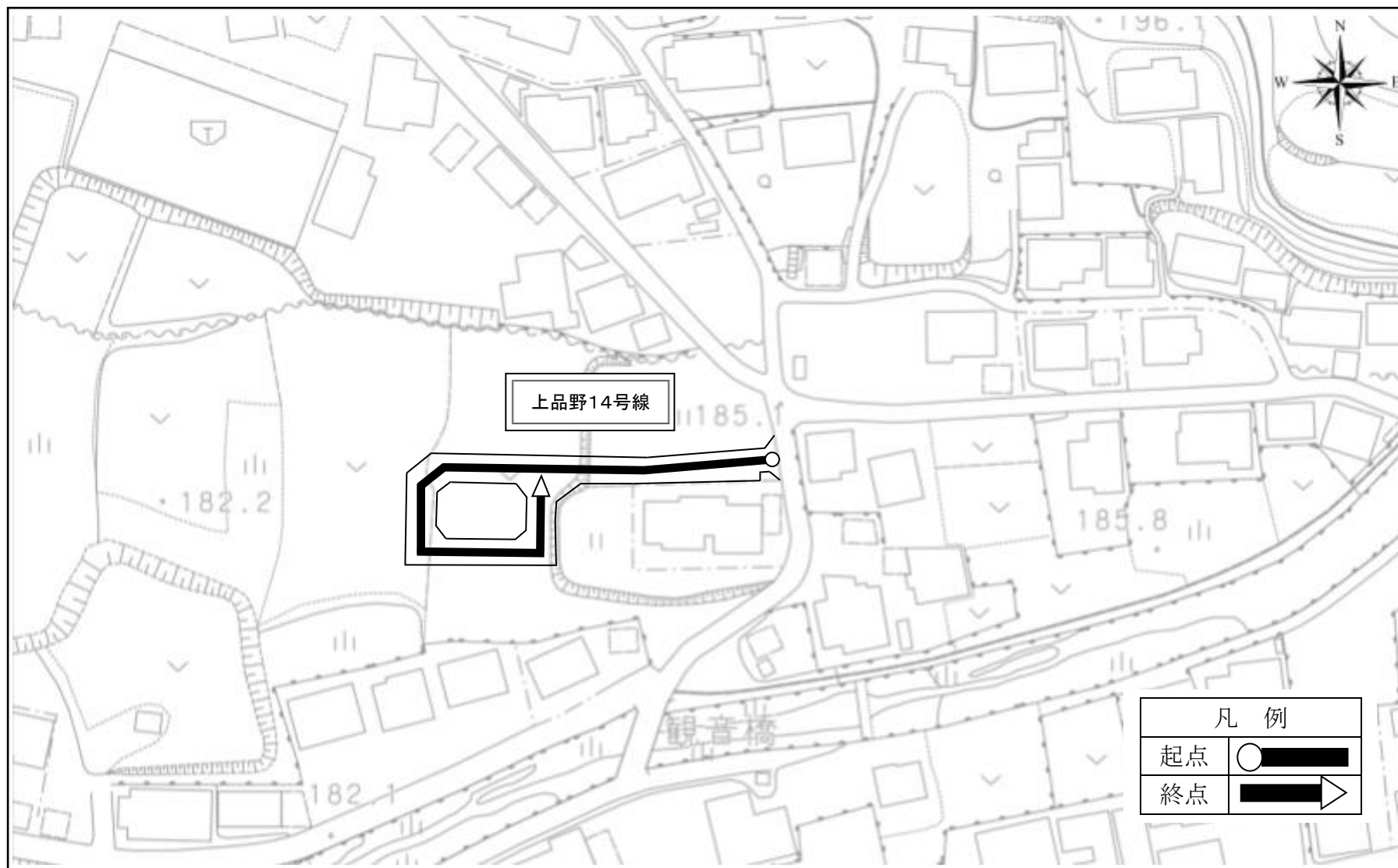
瀬戸市長 川 本 雅 之

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
0 4 1 2 1	小空 9 号線	小空町 2 6 番 1 5 地先
		小空町 6 2 番 2 地先
0 4 1 2 2	小空 1 0 号線	小空町 2 7 番 2 9 地先
		小空町 5 8 番 5 地先
1 1 2 5 0	上品野 1 4 号線	上品野町 1 1 8 5 番 1 5 地先
		上品野町 1 1 8 5 番 8 地先

認定路線図



認定路線図



7 年市長提出第 5 0 号議案

瀬戸市水道法施行条例の一部改正について

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市水道法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道法施行条例（平成 2 4 年瀬戸市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(10)まで <省略> (11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 建設業法施行令<u>第 3 7 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術	（布設工事監督者の資格） 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(10)まで <省略> (11) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 1 9 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(7)まで <省略> (8) 建設業法施行令<u>第 3 4 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術

検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）の一部改正に伴い、瀬戸市水道法施行条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。